

「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令案」について

平成 18 年 12 月 14 日
内閣府「道州制特区」推進担当室

1. 趣旨

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(以下「法」という。)を施行するために必要な政令のうち、行政手続法第 6 章(意見公募手続等)の対象となる規定について、御意見を募集するものである。

2. 内容

(1) 特定広域団体について

法第 2 条第 1 項の政令で定める都道府県は、北海道とする。

(2) 調理師法施行令の特例について

特定広域団体が法第 1 4 条第 1 項の道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、特定広域団体の知事が指定した指定養成施設について、特定広域団体の知事が調理師法施行令(昭和 33 年政令第 303 号)第 1 条の 3 の規定による指定養成施設の内容変更の承認、同令第 1 条の 4 の規定による指定養成施設の入所及び卒業の届出又は同令第 1 条の 5 の規定による指定養成施設の名称等の変更等の届出に関する事務を行うこととする。

特定広域団体が法第 1 4 条第 1 項の道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、特定広域団体の知事が指定する調理師養成施設についての調理師法施行令第 1 条の 2 の規定による調理師養成施設の指定の申請及び特定広域団体の知事の指定を受けた指定養成施設についての同令第 1 条の 3 第 2 項の規定による指定養成施設の内容変更の承認の申請は、その施設の所在地の都道府県知事を経由せずに、特定広域団体の知事に行うこととする。

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例に係る経過措置について

法第 1 6 条第 1 項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域において、公告の日において現に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 3 7 条の規定により環境大臣に対して行っている許可の申請又は危険猟法許可証の再交付の申請で法別表第 7 号に掲げる事務に係るものについての経過措置及び特定広域団体が法第 1 6 条第 1 項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合についての経過措置を定める。

(4) 麻酔の作用を有する劇薬について

法別表第7号の危険猟法に係る政令で定める麻酔の作用を有する劇薬を次のとおり定める。

2 - (2 - クロロフェニル) - 2 - (メチルアミノ)シクロヘキサノン(別名ケタミン)及びその塩類

2 - (2・6 ジメチルフェニル)アミノ - 5・6 - ジヒドロ - 4 H 1・3 - チアジン(別名キシラジン)及びその塩類

4 - [1 - (2・3 ジメチルフェニル)エチル] 1 H イミダゾール(別名メドミジン)及びその塩類

(5) 経過措置について

2.(2)及び(3)の規定の施行の際、特定広域団体が法第14条第1項又は第16条第1項の道州制特別区域計画を公告している場合における2.(2)及び(3)の規定の適用については、2.(2)及び(3)の規定の施行日からとする。

3. 施行期日

この政令は、法附則第1条第1項の規定に基づき政令で定める日から施行する。ただし、2.(2)及び(3)の規定は、平成19年4月1日から施行する。